

齋野彦弥教授 経歴・研究業績

経 歴

1. 学 歴：1982年 東京大学法学部第1類卒業（法学士）
1989年 イギリスブリティッシュカウンシル奨学生
1990年 連合王国ケンブリッジ大学大学院入学

2. 職 歴（大学非常勤・各政府機関委員等は含まない）
1982年 通商産業省通商産業事務官
1983年 文部教官東京大学助手法学部
1986年 成蹊大学法学部専任講師兼大学院法学政治学研究科担当
1988年 成蹊大学法学部助教授兼大学院法学政治学研究科担当
1989年 連合王国ケンブリッジ大学ジーザスカレッジ客員研究員
1989年～1991年 連合王国エジンバラ大学法学部、ドイツ連邦共和国テュービンゲン大学法学部、同マンハイム大学法学部、各客員研究員
1996年 文部教官北海道大学教授法学部兼大学院法学研究科担当
1998年 東京大学先端科学技術センター客員研究員
2000年 北海道大学教授大学院法学研究科兼法学部担当
2000年 イタリア共和国国立ミラノ大学法学部客員研究員
2002年 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授（法曹実務専攻課程開設準備担当）

研 究 業 績

○著書（含共著）

- 1) 『判例マニュアル刑法1（総論）』香川（編）1989年〔三省堂〕
- 2) 『故意概念の再構成』1995年〔有斐閣〕
- 3) 『アルマ刑法2各論』町野朔＝中森喜彦（編）1996年4月、第2版〔有斐閣〕
第1部第3章（私生活の平穩を害する罪・住居侵入罪と秘密に関する罪について（53頁～66頁））・同第4章（名誉信用に関する罪名誉毀損罪、
真実証明についての免責と錯誤、侮辱罪と名誉毀損罪との関係（67頁～
86頁））
- 4) 『刑法各論』野村（編）初版1998年5月、補正版2004年4月〔青林書院〕
全480頁、第1編第6章第6節横領の罪（206頁～226頁）、第7節背任
の罪（226頁～243頁）。横領と背任罪の基本的な理解について言及した
後、横領と背任の区別という、刑法各論のアポリアについて論じた。
- 5) 『基本判例刑法総論』曾根威彦・日高義博（編）1999年、第2版2003年〔法
学書院〕全172頁、故意の部分、未必の故意、条件付き故意、意味の認
識についての判例の解説（59頁～61頁）
- 6) 『基本判例刑法各論』日高＝曾根（編）1999年法学書院第2刷2003年全
172頁、封印破棄罪の差し押さえ表示の有効性、強制執行妨害罪と債務
名義の存在（141頁～142頁）。
- 7) 『情報・秩序・ネットワーク』北海道大学法学ライブラリー1999年5月
〔北大出版会〕全437頁、「情報の高度化と犯罪の『域外適用』について」
（285頁～306頁）。
「情報と高度化犯罪の『域外適用』について」独占禁止事案におけるアメ
リカの域外適用を契機に、日本の遍在説を再検討し、効果理論による解
決を図った。全437頁（担当部分：P 285～P 306）
- 8) 『法律学小辞典』第3版、金子宏＝新堂幸司＝平井宜雄（編）1999年2
月全1297頁、有斐閣
- 9) 『判例経済系法体系 第3巻 刑法』2000年9月〔日本評論社〕全426

頁、S 337～S 344 自動車登録ファイルが公正証書原本にあたとされた事例 (337 頁～344 頁)、S 393～S 398 ホームページ上の猥褻画像と猥褻図画公然陳列 (ベッコアメ事件) (393 頁～398 頁)、S 413～S 417 天気予報のホームページを猥褻画像に書き換えたことと、電子計算機損壊等業務妨害罪 (413 頁～417 頁)。

- 10) 『刑事法辞典』信山社 (編) 2003 年 [信山社]
- 11) 松下満雄編『経済現象と法』松下満雄 (編) [商事法務] 2003 年 独占禁止法上の罪について論じたもの。
- 12) 『基本講義刑法総論』2007 年[新世社]全 379 頁 刑法総論の基本教科書。

○論文

- 1) 「威力入札妨害罪が成立するとされた事例」警察研究 56 卷 12 号 58 頁～68 頁 (1985 年 12 月) 刑法 96 条の 3 第 2 項の意義について、談合強要行為がこれに当たるとした最高裁判例を評釈したもの。
- 2) 「故意概念の再構成」刑法雑誌 28 卷 3 号 1988 年 いわゆる助手論文について日本刑法学会において概要を個人報告した際の原稿を基にしたもの。
- 3) 「暴行概念と暴行罪の保護法益」成蹊法学 28 号 437 頁～457 頁 (1988 年 6 月) 刑法上の暴行概念について、従来の分類を出発点としつつ、その保護法益から、身体に対する罪と自由に対する罪との二重の意味があることを明らかにし、それに基づいて、従来広がりがちな暴行概念を限定しようと試みたもの。
- 4) 「贓物罪の主体」警察研究 59 卷 11 号 59 頁～69 頁 (1988 年 11 月) ドイツの贓物罪について本犯の共犯について贓物罪が成立するとした BGH 判例についての解説。
- 5) 「特別刑法における故意と違法性の意識」成蹊法学 37 号 191 頁～277 頁 (1993 年 3 月) 特別刑法の各規定を詳細に検討し、故意と違法性の意識について分析を試みたもの。
- 6) 「いわゆる事実の錯誤と違法性の錯誤の区別について」成蹊法学 38 号 (21 頁～⑤4 頁 (1994 年 1 月))。いわゆる責任説への批判的考察から、違法

性の意識と事実の認識との区別の可能性についてその困難な場合が少なくないことを示し、むしろ意味の認識論の深化により問題の解決を図ろうとするもの。

- 7) 「ドイツ近代刑法典の成立前史における故意・違法性の意識」成蹊法学 39号 97頁～114頁（1994年）ドイツ近代刑法典成立以前の、カロリナ刑事裁判例、プロイセン一般ラント法を経てフォイエルバハに至る、学説史的推移を探求したもの。
- 8) 「危険概念の認識論的構造」内藤謙教授古稀祝賀論文集『刑事法学の現代的状況』[有斐閣]1994年11月全606頁（55頁～84頁）。実行の着手時期の問題から、いわゆる事後的判断を徹底した場合には実行の着手時期そのものを問題とする必要はないものと論じた。
- 9) 「Special laws Designed to Take the Profit out of Crime」成蹊法学 40号 209頁～214頁（1995年1月）日本の没収制度について、その概略と問題点を指摘した。
- 10) 「管理監督過失における実行行為の主体」刑法雑誌 34巻1号 79頁～94頁（1995年3月）大規模火災事故等において近時間題となっている、デパート、ホテル、旅館、ビル等の防火管理者の業務上過失致死罪の成否について、管理・監督過失の見地から、その主体としての限定の可能性について論じたもの。
- 11) 「独占禁止法上の不当な取引制限の罪と刑法の談合罪の関係について」公正取引 534号 25頁～31頁（1995年4月）、537号 50頁～56頁（1995年7月）、刑法96条の3の談合罪と独占禁止法89条の不当な取引制限の罪との関係については、従来あまり論じられることがなかった。従来では、この両罪が、観念的競合だとするのが通説であったが、保護法益を考えてみると、刑法の談合罪は実は、間接的にはシャーマン法の影響を受けた初期の独占禁止法制に他ならないことを明らかにし、その意味で、談合罪と不当な取引制限の罪との関係はむしろ法条競合であるとし、残された刑法並びに刑訴法上の問題点について解決策を示した。
- 12) 「共犯と錯誤(2)」刑法判例百選I第4版1997年4月（全218頁、178

頁～179頁) 共犯の錯誤について、従来故意論として扱われてきた問題について、共犯の因果性を根拠に、因果論的な解明を試みた。

- 13) 「談合に対する刑事責任(下水道談合事件)」別冊ジュリスト141号独禁法審決・判例百選第5版1997年3月全270頁、262頁～263頁、下水道談合事件についての独占禁止法89条の不当な取引制限の罪について、刑法上の談合罪との関係を念頭におきつつ、談合が同罪に当たることの理論的根拠について論じた。
- 14) 「徹底して具体化された故意の概念と故意の認定について」松尾浩也先生古稀祝賀記念論文集上巻〔有斐閣〕1998年
- 15) 「コントロールド・デリバリーの実施と禁制品輸入罪の成否」ジュリスト臨時増刊1135号平成9年度重要判例解説1998年6月(全304、155頁～157頁)、いわゆるおとり捜査の一種である、コントロールドデリバリーについて、同実施後の麻薬輸入罪について、既遂罪の成立を認めた判例を評釈し、せいぜい未遂罪になるに過ぎないとしたもの。
- 16) 「事実の錯誤と故意概念」現代刑事法6号41頁～51頁(1999年10月)、錯誤論、特に抽象的事実の錯誤について、錯誤論よりも認定論による問題の解決を示唆した。
- 17) 「事実の錯誤と違法性の錯誤の限界」『刑法の争点』第3版2000年11月(全268頁、72頁～73頁)、事実の錯誤と違法性の錯誤について、特に責任説ではその区別を明確化するべきなのにそれができていないことを指摘し、むしろ意味の認識論の深化から、いわゆる違法性の錯誤のうちのほとんどの領域を解決することにより、問題の解決を図ることを提唱したもの。
- 18) 「安否を憂慮する者の意義」『刑法の争点』第3版2000年144頁～145頁、身代金目的拐取等罪の「安否を憂慮する者」の意義について、特別な人的関係とは、経済的合理性を超えて、ゲマインシャフトリッヒにいかなる出費もいとわないような関係であるとし、銀行頭取と一銀行員との間にはそのような関係がないと考えられるとし、またそのような場合には、営利目的拐取罪と恐喝の牽連犯になることを論じた。

- 19) 「電子署名・電子認証の刑法的保護」ジュリスト 1173号 2000年3月 104頁～110頁 電子署名についての法的保護を論じたもの。
- 20) 「原因の複数と因果性について」現代刑事法 26号 2001年6月 51～59頁 因果関係論における新しい視座の可能性を示したもの。
- 21) 「刑法学の機能とその新展開」刑法雑誌 40巻 2号 2001年2月 188頁～200頁、刑法の機能と刑法学の機能を区別すべきことを通じて、刑法理論が今後は、むしろ立法論の分野で、従来の法益論を補完する新たな理論枠組みを提示すべきことを論じた。
- 22) 「不作為の因果関係」別冊ジュリスト 166号 2003年4月 [有斐閣] (全 214頁、10頁～11頁)、最高裁平成元年12月15日決定(刑集 43巻 13号 879頁)を題材に、夫妻悔い実行行為と結果回避可能性の問題について検討した。
- 23) 「キセル乗車」別冊ジュリスト 167号 2003年4月有斐閣 254 S、S 98～S 99、不作為・無意識の処分行為の例とされてきたキセル乗車について、事実上の処分行為性を理由に詐欺罪の成立可能性を認めたもの
- 24) 結果回避可能性(上)(中)現代刑事法 60号(2004年4月) 55-66頁 63号(2004年7月) 62-74頁
- 25) 別冊 N B L 83『経済現象と法』松下満雄(編)[商事法務](2003年8月8日)独占禁止法上の罪と刑法の談合罪の関係について(108頁～130頁)。
- 26) 「中止未遂の因果論的構造と中止故意について」田宮追悼記念論文集 2003年2月 [有斐閣] 587頁～623頁 中止未遂の因果論的構造と中止故意について、通常事後的な構成からは説明が困難と思われるところ、因果論的な構造理解を徹底することにより、その問題を克服しようとしたもの。
- 27) 「事実の錯誤と違法性の錯誤の限界」『刑法の争点』西田・山口・佐伯(編) 2007年10月 [有斐閣] (72頁～73頁) 意味の認識論との関係で、両者の区別の相対性を説いた。
- 28) 「犯罪論体系の構造とその規範理解」『鈴木茂嗣先生古希祝賀論文集』上

2007年 [成文堂]101頁～122頁 犯罪論体系の認識論的構造を示した
もの。

- 29) 「詐欺罪における損害の意義——経済的財概念の再評価」『西田典之先生
追悼論文集』2017年3月 [有斐閣] 383頁～416頁
- 30) 「事実の錯誤と法律の錯誤(2)」『刑法判例百選Ⅰ』佐伯・橋詰(編)
2020年11月 [有斐閣] 92頁～93頁 いわゆるタヌキムジナ事件につ
いて、違法性の錯誤と事実の錯誤の区別について論じた。
- 31) 「安否を憂慮する者の意義」『刑法判例百選Ⅱ』佐伯・橋詰(編) 2020
年11月 [有斐閣] 28頁～29頁 身代金目的拐取罪の保護法益につ
いて論じたもの。
- 32) 「事実的因果関係論の意義と展望」佐伯・大澤・高山・橋爪編『山口厚
先生古稀記念論文集』2023年 61頁～76頁 事実的因果関係という概
念の意義とそれが現在の因果論ならびに帰属論に対する新たな展開とな
りうることを示唆したもの。

○その他

- 1) 書評・松宮孝明『刑法総論講義』法学教室 210号 1998年
- 2) 書評・香川達夫著『場所的適用範囲の法的性格』現代刑事法 21号 2001
年
- 3) 書評・増田豊著『規範論による責任刑法の再構築』明治大学社会科学研
究科紀要 49巻1号 181頁～192頁 (2010年10月)